

第2次あま市男女共同参画プラン素案についてのパブリックコメント結果に対する市の考え方について

● 意見募集の期間：令和4年1月6日（木）～令和4年2月4日（金）

●意見を提出された方：2名

● 意見数：7件

| No. | 意見の概要 | 意見に対する市の考え方 及び 修正内容 |
|-----|--|---|
| 1 | 全体的に 「アジェンダ、ジェンダー」等、カタカナ用語の説明を求める。 | アジェンダ、ジェンダー、エンパワメント、ワーク・ライフ・バランス、ハラスマント、ポジティブ・アクション、ライフステージ、メディア・リテラシー、フレイル、コンシェルジュ、コミュニケーションツール、P T S D、ファミリーフレンドリー企業 の用語説明を追加します。 |
| 2 | 日本の女性政策の進展には「女性差別撤廃条約の批准」が大きな役割を果たしたことを踏まえて記述する。 P. 1 第1章 計画策定にあたって 1 計画策定の趣旨 1段目 我が国においては、 <u>1985年女性差別撤廃条約を批准し</u> 、平成11（1999）年… | 日本の女性政策の進展に寄与した国連の女性差別撤廃条約に言及します。 【修正内容】 P. 1 「我が国においては、平成11（1999）年6月に『男女共同参画基本法』が制定され」を、「我が国においては、昭和60（1985）年に国連の『女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）』の批准を受け、女性に関する政策・取組を進める中で、平成11（1999）年6月に『男女共同参画基本法』が制定され」に修正 |
| 3 | P. 3 3 計画の性格【関連諸計画との関係】 「あま市男女共同参画推進条例」のもとに「あま市男女共同参画プラン」があるものであり、プランは中心ではないのではないか。 | あま市男女共同参画推進条例に基づきあま市男女共同参画プランを策定しています。市の総合計画をはじめ関連する諸計画との関連性をより分かりやすく図解します。 【修正内容】 P. 3 図 関連諸計画との関係 「あま市男女共同参画プラン」の上位に「あま市男女共同参画推進条例」を位置づける |

| | |
|---|--|
| 4 | <p>P.23 以降 第3章基本方針3 男女平等意識を育てる教育・学習の充実 シングルファーザーや祖父母が子どもを養育するなど多様な家庭がある中で、性による役割分担を表している各小中学校PTAの「母親代表」を無くすべきである。</p> <p>P.T.Aに限らず、組織の官民を問わず、男女共同参画への理解を家庭や地域において普及させるよう働きかけます。</p> <p>【修正内容】 P.27 施策⑨ 家庭、地域における男女共同参画に関する学習機会の提供と理解の推進 施策説明文中「男女問わず親子間のコミュニケーションを図る場や地域に参画するために必要な知識を<u>学ぶための教育・学習機会を提供します</u>」を、「男女問わず親子間のコミュニケーションを図る場や地域に参画するために必要な知識を<u>得る教育・学習機会の提供と、啓発を行います</u>」に修正 同「具体的な取組」欄中、「<u>学校に関連する諸組織への男女共同参画の啓発（学校教育課）</u>」を追加</p> |
| 5 | <p>P.49 基本方針9 複合的に困難な状況におかれている人々への支援 表「あま市のひとり親家庭の世帯数の推移」を48ページに記載するほうが適切である。</p> <p>当該の表は、「基本方針8 高齢者、障がいのある人、外国人市民等への支援」への記載が適切です。</p> <p>【修正内容】 P.49 表「あま市のひとり親家庭の世帯数の推移」を削り、P.44に同表を追加</p> |

| | | |
|---|---|--|
| 6 | <p>P.51 施策⑮ 人権を基盤とした取組</p> <p>施策名を「複合的に困難な状況におかれている人々への施策」に変更し、施策の説明文に「様々な施策が行き届くための取組とともに」を加える。学校教育が十分に受けられなかつたことで政策が行き届かないことがないよう丁寧な取組が必要。</p> <p>【具体的な提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、自治体の政策について複合的に困難な状況におかれている人に届くよう人権ふれあいセンターはじめ、あま市内の公共施設等での周知 ・職員が、施策をしっかりと知るため複合差別についての研修の実施 ・人権尊重の精神を身に着けるための<u>人権教育</u>の実施 | <p>行政サービスを公共施設等で積極的に周知します。「基本方針9 複合的に困難な状況に置かれている人々への支援」の施策として、支援内容をより適切に記述します。</p> <p>【修正内容】</p> <p>P.51 施策⑮ 施策名「<u>人権尊重を基盤とした取組</u>」を「<u>複合的に困難な状況に置かれている人々への理解促進</u>」に、同施策説明文「複合的に困難な状況に置かれている人々が安心して暮らしていくよう、<u>人権尊重の観点から人権教育や人権啓発をすすめていきます。</u>」を、「<u>複合的に困難な状況に置かれている人々への理解の促進を図るため、人権尊重の観点から人権教育や人権啓発を進めています。</u>また、複合的に困難な状況に置かれている人々が安心して暮らしていくよう、<u>様々な施策が行き届くための取組を実施します。</u>」に修正</p> <p>同「具体的取組」欄に、「<u>国、県、市の施策・政策の市の公共施設等における周知（人権推進課）</u>」を追加し、「<u>人権尊重の精神を身につけるための道徳教育の実施</u>」を「<u>人権尊重の精神を身につけるための人権教育の実施</u>」に修正</p> <p>P.19 施策① 人権を尊重するための意識啓発と情報の提供 「<u>具体的な取組」「担当課</u>」欄に「<u>人権尊重に関する職員研修の実施</u>」「<u>人事秘書課</u>」を追加</p> |
| 7 | <p>P.51 施策⑯ 相談体制の充実</p> <p>【具体的な提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワンストップ相談体制の整備 ・人権擁護委員をはじめとする相談窓口を担当する人への複合差別を受けている人の背景についての研修の実施 | <p>市として、複合的な課題やニーズに対応するための重層的支援体制を整えます。人権擁護委員をはじめとする相談員を対象に研修を実施し、相談者が相談内容別に窓口を移動する必要がないワンストップ相談の体制化に努めます。</p> <p>【修正内容】</p> <p>P.51 施策⑯ 相談体制の充実 「<u>具体的な取組</u>」欄に、「<u>複合的な課題やニーズに対応する相談員を対象とした研修の実施</u>」を追加</p> |